諮問庁：北九州市教育委員会
諮問日：令和７年１２月３日（諮問第９１号）
答申日：令和８年９月１８日（答申第９１号）

答　申　書

第１　審査会の結論

北九州市教育委員会教育長が行った一部開示決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張

１　審査請求の趣旨

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った令和７年４月２５日付け北九教学徒第１３５号による保有個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、いじめ重大事態調査の面談内容に関する情報が全面不開示とされた点に強く異議を唱えるとともに、開示の前提の認識自体が誤っている可能性も感じられるため、本件開示請求にかかるその他の請求文書についても開示の判断の見直しと処分の取り消しを求める。「不存在」を理由とされた行政文書として記録を残すべき多くの文書についてもメモ書きも含めてその存在の見直しと再度開示を求める。理由が説明されていない不開示文書についても、その存在の見直しと、改めての開示を求める。

２　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　本件決定において不開示とされた情報の多くは、主に「面談時の意見に関する情報」に関するものである。個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７８条第１項第７号が不開示理由として挙げられ、具体的には、「調査報告書作成のために任意で協力をお願いした面談に関する情報であって、開示することにより、今後の重大事態調査における率直な意見の申出が不当に損なわれる恐れがあり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため」と説明されている。さらに、文書全体として不開示とすることが妥当とされているが、これらの判断に納得できない。

⑵　いじめ重大事態の調査は、その性質上、真相究明と再発防止を目的とするものであり、被害生徒本人とその保護者に対しては、可能な限り詳細な情報が共有されるべきである。不開示理由の「率直な意見の申出が不当に損なわれる恐れ」という主張は、調査協力者の保護を名目にして、肝心な情報が隠される危険性をはらんでいる。本件は、学校内で発生した重大な事件事故でありながら、現在に至

るまで、学校及び教育委員会から、被害者本人及び保護者に対して、十分な説明責任が果たされていない。このような状況下において、調査報告書の根幹をなす特に主要な調査対象者である聴き取り調査情報が不開示とされたことは、情報公開の原則に反し、当事者の知る権利を著しく侵害するものである。

⑶　「今後の重大事態調査における率直な意見の申出が不当に損なわれる恐れ」という理由は、不合理かつ抽象的な憶測に過ぎず「抽象的な可能性」では不開示の理由にならない。個人情報保護制度が掲げる「透明性と説明責任の確保」という本来の趣旨に反する判断である。調査対象者のうち学校教職員及び教育委員会職員は、公務員として、児童生徒の安全確保といじめの防止・対応に尽力する職務上の責務と義務を負っている。教育公務員の職責からすれば、重大事態調査への協力は実質的に職務の一環としての協力が当然である以上、正当な不開示理由とはなり得ない。文書全体として不開示とすることが妥当との説明は、情報の存在を認めながら、その全てを開示しないという不当な判断であり、情報公開請求権を形骸化させるもので、一部に開示すべき情報が含まれる可能性も否定できない。情報公開は「必要最小限の不開示」が原則であるが、主要な関係者からの聴き取り情報がすべて不開示とされていることは、この原則に明らかに反しており、過度な情報非公開である。

⑷　教員や教育委員会職員の聴き取り調査情報が開示されないことは、一連の対応における問題点を検証し、改善を促す上で不可欠な情報が隠されるだけでなく、被害生徒及び保護者の不信感をさらに増幅させる。「今後の重大事態調査における率直な意見の申出が不当に損なわれる」という可能性を仮に考慮するとしても、いじめの被害を受けた生徒本人が、自身の被害に関する情報にアクセスできないことは、それ以上に大きな不利益をもたらす。適切な情報開示は、今後の調査の透明性と公平性を高め、関係者の信頼を得る上で不可欠である。いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条（重大事態の調査）は、重大事態発生時の「事実関係を明確にするための調査」を義務付けており、被害者や保護者が調査結果を知ることは、被害者救済としての再発防止や心理的な安心を得る上でも不可欠である。最高裁判例（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）関連）においても、「自己に関する情報は、原則として本人が知ることができるべき（自己情報コントロール権）」という考え方が支持されている。真実を知り、何が起こったのかを理解することは、被害者が自身の尊厳を取り戻し、未来へ向かって進むために不可欠な要素である。情報が不開示とされることは、被害回復への道を閉ざすに等しい行為である。

⑸　いじめ防止対策推進法及び文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、いじめ重大事態の迅速かつ適

切な対処、真相究明、及び再発防止を強く求めているが、本件においては、学校及び教育委員会から、現在に至るまで、被害生徒本人及び保護者に対して、これらの法令・ガイドラインに基づく十分な説明責任が果たされていない。調査報告書が作成されたにもかかわらず、その根拠となる主要な情報が文書全体として不開示とすることが妥当とされたことは、調査報告書の根幹をなす大部分が隠されることであり、調査報告書の内容の透明性と納得性を著しく損ない、調査の公平性・客観性に対する疑念を生じさせ、結果として、教育行政への信頼を損なう。調査結果の開示は、今後の再発防止策や体制強化に役立ち、類似事案への予防的効果をもたらす。また、学校や教育委員会は公的機関であり、適切な対応を行ったかどうかについて住民（市民）への説明責任がある。国の「情報公開法」や地方自治体の「情報公開条例」は、公益性が高い情報については開示することが原則で、いじめの重大事態に関する調査は、「子どもの命や尊厳に関わる重大な人権問題」であり、高い公益性がある。面談記録が全面的に不開示とされたことを踏まえると、他の開示請求文書についても、そもそもの開示判断に誤りがある可能性が高い。

⑹　本来開示されるべき情報が、不当に非開示とされているおそれがあるため、本請求のすべての文書について、開示可否の判断を再検討し、適切な開示を行うよう求める。また、「不存在」とされたものについても、メモや内部資料を含めて、その有無を再確認のうえ、改めて開示を求める。特に重大事態の調査や学校内での事故・対応に関する情報は、職務上通常、記録として残すべき性質のものであるにもかかわらず、「不存在」とされているのは、①管理がずさんであるか、②意図的に記録を残していない、という不自然な状態が疑われる。

⑺　不開示理由は、極めて抽象的かつ推測的な仮定に基づくものであり、情報公開法第５条及び法における「開示を原則とし、不開示は厳格な要件を満たす場合に限られる」という基本的な運用原則を、著しく軽視している。特に本件のように、すでに調査が終了しているケースにおいて、「将来の協力が得られなくなるおそれ」というような将来に対する抽象的・一般的な危惧を理由に開示を拒否するのは、「抽象的危険論」に基づく過剰な萎縮的判断であり、行政機関の「抽象的な支障が生ずるおそれ」のみでは不開示事由として不十分である。将来発生する可能性のある別の重大事態調査への影響を懸念しているようだが、これは本件文書の性質とは直接関係のない「別件的理由」に基づく不開示理由であり、個別具体的に判断すべきという情報公開制度の原則にも反する。加えて、面談に協力したのが公務員（教職員等）である場合、そもそもその協力行為は職務に付随する公的行為であることから、説明責任が伴い、その発言や行為が公開される可能性も職務の一部として受け入れるべき立場と考えられる。仮に面談内容の一部に不開示とすべき情報が含まれている場合でも、それを理由に面談記録の全文を黒塗りに

して不開示とするのは、情報公開法の趣旨に反する。同法第５条では、不開示情報が記録されている場合には「その部分を除いて開示しなければならない」と明記されており、不開示は必要最小限にとどめ、可能な限り情報開示すべきことが制度上の原則とされている。本来、行政文書の不開示には、具体的かつ現実的な支障の蓋然性が必要であり、一般的・抽象的な懸念に基づく不開示決定は、違法または裁量権の逸脱・濫用に該当する可能性がある。

⑻　憲法第１３条に基づく個人の尊重の理念は、自己に関する情報の管理・開示請求権（自己情報コントロール権）の法的根拠と解されており、最高裁判例においてもプライバシー権や人格権の保障が認められている。したがって、調査協力者のプライバシー保護や将来の協力度への影響といった懸念があったとしても、それによりいじめ重大事態被害者の自己情報へのアクセスを全面的に拒む理由とはなり得ない。

⑼　面談の反訳記録は、面談者（生徒・教職員・教育委員会職員等）の発言に加え、第三者委員会による質問や説明といった双方向のやりとりが詳細に記録された「対話形式の調査記録」であり、その性質上、すべてを一括して非開示とすることには合理性を欠く。仮に面談者の発言に個人情報としての非開示部分があるとしても、調査組織である第三者委員会側の質問・説明等は、別個に検討されるべき情報であり、全体を一律に「面談者の個人情報」として扱い全面黒塗りにすることは明らかに過剰な判断である。第三者委員会は、教育委員会が設置した公的な調査機関であり、委員の発言は職務上の公的行為である。その発言（質問・指摘・説明など）は、思想信条等の私的領域とは異なり、個人情報として全面的に秘匿すべき性質のものではない。また、委員の発言内容は、調査の中立性・正当性・透明性を検証するために不可欠な情報であり、これらを全て不開示とすることはガイドラインの趣旨（調査過程の透明性確保）にも反する。

⑽　調査に協力してくれた加害生徒や重要な関係生徒・保護者の発言は、いじめの事実関係や背景の解明に不可欠な情報である。これらの情報は、単なる個人のプライバシー情報ではなく、いじめの真相解明と再発防止という公共の権利に直結するものである。氏名や家庭環境などの個人が特定される情報を除いた上で、いじめ事実に関する具体的な発言内容の開示は、被害者の知る権利・真相解明に資するものであり、公益性が極めて高い。

⑾　不存在とされた文書について、弁明書では、「存在しないものを不存在として判断した」としているが、いじめ重大事態にまで至った重要な局面において、通常であれば記録として残されるはずの文書がきちんと残されていないという状況は、極めて不自然である。仮に本当に作成されていないのであれば、学校及び教育委員会の文書管理体制に重大な問題があると考えられる。文書不存在については、行政文書の管理義務（公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６

６号）第４条、第５条）及び「行政文書管理ガイドライン（令和５年総務省改訂）」の趣旨に照らしても、極めて不自然である。いじめ重大事態という重要事案において記録を残していないこと自体が、行政の説明責任を果たしてなく制度趣旨を損なう可能性が高い。

⑿　いじめ防止対策推進法やガイドラインも、「調査結果は当事者に可能な限り丁寧に説明されること」を求めており、被害生徒・保護者に対して調査情報を共有することの意義が強調されている。ガイドラインに記載のある通り、調査の実施においては、被害生徒及び保護者への説明責任、調査報告のわかりやすい提示、可能な限りの情報共有が求められている。現状の全面非開示方針は、この趣旨に明確に反するものに他ならない。

第３　処分庁の主張

１　処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

⑴　本件審査請求の論点は、（１）いじめ重大事態の面談内容に関する情報を不開示としたことが妥当であるか否かの点、（２）「不存在」としたものは、記録として残すべき性質のものであり、不自然な状態が疑われるか否かの点の２点にあるが、次の理由で、本件処分は正当である。

⑵　いじめ重大事態の調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。いじめ重大事態の調査結果は提供するものであるが、プライバシーや人権には十分に配慮する必要がある。重大事態調査は法定のものであるが、捜査機関のような強制力はなく、調査報告書作成のために、関係生徒等に調査への協力をお願いし、調査を行っている。関係生徒等は、北九州市いじめ問題専門委員会に設置された第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）との面談時には、個人の見解を自由に発言しているものである。また、公務員（教員・教育委員会職員）は職責として、実質的に職務の一環として積極的に調査への協力を行っているものの、その発言内容が公表されることを想定して、面談に応じているものではない。

⑶　第三者調査委員会の発言は公的なものであるが、個人情報に関わることへの審議であり、率直で自由な意見の必要性から、第三者調査委員会は、非公開で行われている。調査の経緯等も含めた審議の結果として、調査報告書をホームページに公開しており、「ガイドラインの趣旨に反する」という主張は当たらない。

⑷　調査報告書を作成した第三者調査委員会は、ガイドラインに基づき、職能団体から推薦を受けた専門家で、公平性・中立性を持った第三者である調査委員により構成されている。適切な審議を経て作成されたものであり、調査報告書の妥当性は疑い得ない。その調査過程についても、調査の経過等も含めた審議結果を調

査報告書に記載してあり、妥当性を検証するためにその質問内容等を全て開示することは、第三者調査委員会によるいじめ重大事態調査の制度上、想定されていない。

⑸　面談の対象者からすれば、自身の発言内容が公表されるとすれば、その発言内容の当否等について第三者からの責任追及を受けることを恐れ、面談に応じて真実を述べることが相当なリスクとなってしまう。その場合、面談対象者が率直な意見を述べることを差し控える可能性が極めて高くなり、事実解明のための調査自体が成り立たなくなる。そのため、調査報告書作成の過程にある面談の内容を開示することは、いじめ重大事態の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第７８条第１項第７号に該当するため、不開示としたものである。これは、審査請求人が主張する将来の事案についての「抽象的危険論」や「別件的理由」ということではなく、本事案も含めた調査実施の前提として、具体的かつ現実的な支障として、想定されるものである。

⑹　調査報告書については、教育委員会から、対象生徒及び保護者に、原本を提供しており、内容の説明も行っている。いじめ防止対策推進法及びガイドラインに則った情報提供を行っており、調査報告書の根幹をなす大部分が隠され、被害者にとって結果を検証する術を奪うということには当たらない。また、対象生徒及び保護者に提供した調査報告書原本には、黒塗りとした面談内容に係る文書の存在が証拠資料一覧表として明記してある。その情報が存在することとその不開示理由についても、令和７年４月２５日付「保有個人情報一部開示決定通知書」第１３５号文書の別紙にて個別に示している。

⑺　いじめ重大事態の調査結果は、ガイドラインに沿って適切に公表している。また、プライバシーや人権に十分に配慮したうえで、開示できる文書は全て開示しており、「自己情報へのアクセスを全面的に拒む」という主張は当たらない。

⑻　対象文書のうち「不存在」としているものは、教育委員会として書類を作成したり、受け取ったりしているものが一切なく、メモや内部資料も含めて、記録が存在しないものである。存在する文書については、全て全部開示又は一部開示を行っており、現に存在しないものを「不存在」と判断したものである。

２　結論

よって、本件処分に何ら違法及び不当な点はないから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第４　審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

①　令和７年１２月　３日　　諮問の受付

② 令和８年　２月２５日　　審議
③ 令和８年　５月　７日　　審議
④ 令和８年　６月１２日　　処分庁からの意見聴取、審議
⑤ 令和８年　８月２０日　　審議
⑥ 令和８年　９月１５日　　審議

第５　審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

１　本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報の内容は、以下のとおりである。

● 教育委員会の開示請求者（以下「請求者」という。）に関するものと、いじめ調査に関するものすべて
● 第三者調査委員会の請求者に関するものすべて

具体的には以下⑴～⑼の文書を含むすべての文書とメモ等の記録もすべて

⑴ 学校におけるいじめ重大事態調査において、令和５年から令和６年に実施された部活同級生・先輩・１年次クラスメイトへのアンケートの用紙（※元部員と元クラスメイトが書き込みをしたもの）
⑵ 第三者調査委員会の２０２５年１月２３日付調査報告書の別表４－１にある録音反訳やアンケートなどすべての証拠資料（保護者提出分を除くすべて）
⑶ 第三者委員会の発足にまつわるものと招集後の活動の記録（議事録等すべて）
⑷ いじめ問題専門委員会での請求者に関するもの
⑸ 市長へいじめ重大事態として報告時の文書とその報告内容のわかる記録文書。１号２号の該当理由等。
⑹ 転校に関するものすべて　学校と転校先学校とのやり取り、転校先学校からの請求者の様子の報告等
⑺ いじめと認識されていない交友関係のトラブルに関するものもすべて
⑻ 指導主事の請求者の事案に関する記録
⑼ 請求者の事案に関する教育長への随時報告の記録、保護者からの教育長への面談の申し出の際の記録

２　関係する法令について

⑴ 法第７８条柱書について

法第７８条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

⑵　法第７８条第１項第２号（開示請求者以外の個人情報）について

法第７８条第１項第２号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。ただし、次に掲げる情報を除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。

⑶　法第７８条第１項第７号（事務・事業情報）について

法第７８条第１項第７号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

⑷　いじめ防止対策推進法第２８条について

いじめ防止対策推進法第２８条第１項は、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめによる重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとすると規定し、第２項で、学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとすると規定している。

３　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第２号の該当性について

処分庁が、法第７８条第１項第２号に該当するとして不開示とした部分は、「生活アンケート」等に記載された回答者の氏名、学年クラス名、一部アンケート内容及び一部メモ、「スクールロイヤー相談報告書」及び「顧問弁護士に対する相談記録」に記載された弁護士の氏名である。

これらは単独で若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

４　本件保有個人情報の不開示部分の法第７８条第１項第７号の該当性について

⑴　弁護士の発言内容について

北九州市教育委員会のスクールロイヤー制度は、学校において発生する児童生徒間のトラブル、保護者対応、教職員の対応等に関する案件について、事案が深刻化し、又は訴訟等に発展する前の段階から、弁護士による法的助言を受けることにより、学校及び教育委員会が適切に対応することを目的とする制度である。弁護士は、学校及び教育委員会からの相談に対し、電話、メール又は面談により、法的観点から助言を行っており、本件対象文書も、処分庁からの相談に対し、弁護士が法的助言を行い、その内容を報告書として記録したものである。こうした制度の性格に照らすと、弁護士の率直な発言を記すのでなければその報告書は用を足さないものになる。もし、開示請求があった場合に報告書中の弁護士の発言内容についても開示請求者の目に触れることになるということになれば、開示請求者との無用な摩擦をおそれて、弁護士は当たり障りのないことのみを発言したり、また相談者は、客観的な事実の記録だけに留めたり、弁護士の発言を記す場合でも当たり障りのないことのみを記述したりすることになることが避けられないと考えられる。そうなると、報告書が形骸化し、学校及び教育委員会が相談結果を正確に把握することができなくなって、案件への適切な対応が困難になるおそれがあると考えられる。このことからすると、本件対象文書のうち弁護士の発言内容を記した部分については、これを開示すると弁護士の協力等に影響があり、今後のスクールロイヤー制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

⑵　面談時の録音反訳について

第三者調査委員会は、いじめ防止対策推進法第２８条に規定するいじめ重大事態の調査・審議を行うものであり、文部科学省のガイドラインに則り調査を行っている。北九州市教育委員会では、付属機関である北九州市いじめ問題専門委員会に、いじめ重大事態の事案ごとに臨時委員を任命して、第三者調査委員会を立

ち上げており、調査委員は、職能団体から推薦を受けた弁護士や臨床心理士等の専門家であり、公平性・中立性を持った第三者で構成されている。いじめ重大事態調査は、いじめ防止対策推進法及び文部科学省のガイドラインに基づいて行っているものであり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることが目的とされる。本件対象文書も、本件に関して第三者調査委員会が関係する生徒、教諭、校長、教頭、教育委員会職員、保護者等に対し、調査報告書作成のために任意で協力をお願いした面談に関する情報であり、第三者調査委員会の質問に対して調査対象者が個人の見解を率直に発言したことを録音反訳したものである。

こうした調査の性格に照らすと、調査関係者の率直な発言を記すのでなければその文書は用を足さないものになる。もし、開示請求があった場合に調査対象者の発言内容や第三者調査委員会の質問内容について一部でも開示請求者の目に触れることになるということになれば、開示請求者との無用な摩擦をおそれて、調査対象者は真実を発言しなかったり、また第三者調査委員会の質問についても、被害生徒との関わり方により調査対象者によってその内容は異なることが認められるため、調査対象者ごとの率直な質問や、それに続く調査対象者の発言に即応した質問ができなくなったりすることになることが避けられないと考えられる。そうなると、調査が形骸化し、第三者調査委員会が調査結果を正確に把握することができなくなって、適切な報告書の作成が困難になるおそれがあると考えられる。このことからすると、本件対象文書を一部でも開示すると調査対象者の協力等に影響があり、今後の第三者調査委員会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

この点、審査請求人は、調査対象者のうち学校教職員及び教育委員会職員は、公務員として、児童生徒の安全確保といじめの防止・対応に尽力する職務上の責務と義務を負っており、教育公務員の職責からすれば、重大事態調査への協力は実質的に職務の一環としての協力が当然である以上、正当な不開示理由とはなり得ないと主張する。しかしながら、調査対象者が公務員であっても、率直な意見を述べることを差し控える可能性が極めて高くなることは、他の調査対象者と何ら変わることはないわけであり、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは生じると言わざるを得ない。

したがって、本不開示情報は、法第７８条第１項第７号に該当することから、全部不開示とすることが妥当である。

5　不存在の妥当性について

⑴　処分庁が、不存在とした文書は、以下の文書である。

ア　転校に関するものすべて　学校と転校先学校とのやり取り、転校先学校からの請求者の様子の報告等

イ　いじめと認識されていない交友関係のトラブルに関するものすべて

ウ　請求者の事案に関する教育長への随時報告の記録、保護者からの教育長への面談の申出の際の記録

⑵　当審査会において処分庁に確認したところ、「当該校では当時、学校の校内いじめ問題対策委員会の記録を行うこととしていなかったため、一部作成すべき文書が作成されていなかった等、文書の記録、保管は不十分な部分があったことは事実」との説明があった。いじめ防止対策推進法第２８条の趣旨を踏まえると、重大事態に係る事実関係を明確にするためにも、またいじめを受けた児童等及び保護者に対し情報を適切に提供するためにも、一部の文書が作成されなかったことについては、適切でなかったというべきである。

しかしながら、これらの文書が実際に作成されておらず、存在しない以上、当審査会としては、不存在と判断せざるを得ない。

また、処分庁は、存在する文書については、「プライバシーや人権に十分に配慮したうえで、開示できる文書は全て開示を行っている」としており、請求にかかる文書については、「他に処分庁として書類を作成したり、受け取ったりしているものが一切なく、メモや内部資料も含めて、記録が存在しない」と説明している。

当審査会としても他にどのような文書が存在し得るか定かでなく、当該文書が存在することをうかがわせる特段の事情も存在しないため、不存在とした処分庁の判断は妥当と判断する。

６　審査請求人の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

７　まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第１のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長職務代理者　姜　　信　一

委員　　重　永　酉　子

委員　　神　原　ゆうこ
委員　　川　島　悠　子